

令和 6 年度運営指導における主な指摘事項 (地域密着型サービス事業者)

1 運営指導について

運営指導は、介護保険法第 23 条に基づき、「施設等の適正な運営」、「介護給付等対象サービスの質の確保」、「保険給付の適正化」などを踏まえ、介護サービス事業者等の育成・支援等を目的として実施するものです。

令和 6 年度の運営指導にて指摘の多かった事項や特に注意していただきたい事項をまとめましたので、ご確認のうえ、適切なサービスの実施に努めてください。

2 令和 6 年度の運営指導の概要

年度	サービス種別	運営指導実施件数
令和 6 年度	地域密着型通所介護	7
	認知症対応型通所介護	2
	認知症対応型共同生活介護	4
	居宅介護支援	8
計		21

3 本書の読み方

ア 「サービス種別」の欄について、運営指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。

イ サービス種別の略称は、以下のとおりです。

定期巡回 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型 : 夜間対応型訪問介護

地域通所 : 地域密着型通所介護

認知通所 : 認知症対応型通所介護

小多機 : 小規模多機能型居宅介護

看多機 : 看護小規模多機能型居宅介護

G H : 認知症対応型共同生活介護

地域老福 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ウ <減算・過誤>は、減算又は過誤の指摘を行った項目に表記しています。

<ここで使用する根拠法令の正式名称（地域密着型サービス）>

「法」：介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

「施行規則」：介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）

「市条例」：立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成 24 年 12 月 25 日条例第 38 号）

「基準について」：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準につ
いて（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004 号・老振発 0331004 号・老老発 0331017 号）

「留意事項」：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介
護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331005 号・老振発 0331005 号・老老発 0331018 号）

「報酬告示」：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 126 号）

1 人員に関する基準

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容 【根拠法令】	サービ ス 種別
従業者の 員数	1	生活相談員が事業所のサー ビス提供日に必要な時間数を 配置されていない日がありま した。	生活相談員は、事業所のサービス提供日ごと に、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務し ている時間数の合計数を、サービス提供時間帯 の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるた めに必要と認められる数を配置してください。 【市条例第59条の3第1項第1号、基準について第 3の二の二1(1)④】	地域 通所、 認知 通所
	2	介護職員が事業所のサービ ス提供時間帯において、常時 1 人以上従事させていないサー ビス提供時間帯がありました。	介護職員は、利用者数 15 人までの場合、単位 ごとに当該サービスを提供している時間帯に常 時 1 人以上の配置が必要です。 また、人員基準を満たさない場合、所定単位数 が 30%減算になることがありますので、注意 してください。 ＜減算・過誤＞ 【市条例第59条の3第1項第3号、基準について第 3の二の二1(1)⑤】	地域 通所
	3	グループホームの介護従業 者が日中の時間帯において、人 員基準を満たしていない事例 がありました。	事業者は、日中（夜間及び深夜の時間帯以外） の時間帯においては、利用者の数が 3 またはそ の端数を増すごとに常勤換算方法で 1 人以上、 夜間及び深夜の時間帯には、時間帯を通じて 1 人以上の介護従業者を配置してください。 また、人員基準を満たさない場合、所定単位数 が 30%減算になることがありますので、注意 してください。 ＜減算・過誤＞ 【市条例第110条第1項、基準について第3の五 2(1)②イ】	G H

2 運営に関する基準

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容	サービス 種別
内容及び 手続の説明及び同意	4	重要事項説明書に 「サービス提供時間」、 「事故発生時の対応」、 「苦情処理の体制」 の項目が記載されていません でした。	重要事項説明書に必要な項目は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等があります。勤務体制を記載する際の従業員の員数については、人員基準を満たす範囲で○人以上と表記することも可能です。 また、「営業日、営業時間」「利用料その他の費用の額」のなど項目について、重要事項説明書と運営規程の内容が一致していない事例が見受けられますので、齟齬がないようにしてください。 【市条例第 9 条第 1 項、基準について第三の一の 4(2)①】	地域 通所、 認知 通所、 GH
	5	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目が記載されていませんでした。	重要事項説明書に、「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がない事業所が見受けられます。「実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」及び「評価結果の開示状況」の 4 項目を記載してください。 なお、実施しない場合でもその旨を記載してください。 【市条例第 9 条第 1 項、基準について第三の一の 4(2)①】	地域 通所、 認知 通所、 GH
受給資格 等の確認	6	居宅介護支援事業所からの被保険者証のコピーにより受給資格等の確認を行っていた事例がありました。	利用の申込みがあった場合は、その者の被保険者証（介護保険）によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認してください。 【市条例第 12 条第 1 項、基準について第三の一の 4(5)①】	地域 通所
居宅サービス計画に沿ったサービス提供	7	居宅サービス計画に位置付けのない入浴介助サービス、宿泊サービス等を提供している事例がありました。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護サービスを提供してください。 また、居宅サービス計画に位置付けがないサービスが必要な場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所と連携し、居宅サービス計画の見直しなど必要な手続きを行ってください。 【市条例第 17 条、基準について第三の一の 4(9)】	

サービスの提供の記録	8	利用者の被保険者証に、入居の年月日及び入居している共同生活介護の名称が記載されていませんでした。	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を利用者の被保険者証に記載してください 【市条例第 115 条第 1 項、基準について第 3 の五 4(2)①】	G H
	9	サービス提供時間、サービスの具体的な内容が記録されていない事例がありました。	サービスの提供日、サービスの内容等や当日の職員配置を記録してください。 (記録が確認できない場合、介護報酬の返還や減算となる場合があります) ＜利用者に対するサービス内容について＞ ・サービスの提供開始時刻、終了時刻(日誌等にあらかじめ印字しておかないこと) ・提供した具体的なサービス内容 ・利用者の心身の状況 ・送迎(片道か往復か)の有無、入浴の有無等に関係する記録 【市条例第 20 条第 2 項、基準について第 3 の一の 4(12)②】	地域通所, 認知通所, G H
個別サービス計画の作成	10	居宅サービス計画が変更された際に、当該計画の内容に沿って個別サービス計画が作成されていない事例がありました。	利用者に提供するサービスは、居宅サービス計画に位置付けられている必要があります。提供するサービスが居宅サービスに位置付けられているか確認の上、その内容に沿って、個別サービス計画を作成してください。 また、居宅サービス計画に位置付けがないサービスが必要となった場合には、介護支援専門員と連携し、居宅サービス計画の見直しなど、必要な手続きをとるようにしてください。 【市条例第 59 条の 10 第 2 項、基準について第 3 の二の二 3(3)】	地域通所, 認知通所
勤務体制の確保等	11	認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない介護従業者が認められました。	介護サービス事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じてください。 また、新たに採用した医療・福祉関係の資格を有さない従業者については、採用後 1 年以内に受講させるための必要な措置を講じてください。 【市条例第 59 条の 13 第 3 項、基準について第 3 の二の二 3(6)③】	地域通所, G H

非常災害対策	12	非常災害に関する具体的計画の策定や避難訓練が実施されていませんでした。	非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害・地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。 防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型サービス事業所においても、防火管理の責任者を定め、また、定期的に、年に１回以上は消火・避難訓練を実施してください。 （防火管理・実践ガイド（東京消防庁）により①消防計画の作成・届出、②消火、通報及び避難の訓練を実施してください。） 【市条例第 59 条の 15 第 1 項、基準について第 3 の二の二 3(8)①】	地域通所、認知通所
掲示	13	事業所に、重要事項を掲示していませんでした。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。 また、重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上）に掲載してください。 【市条例第 35 条第 1 項、第 3 項、第 3 の一の 4(25)①、②】	地域通所
秘密保持等	14	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いているが、家族の同意を得ていない事例がありました。	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。 【市条例第 35 条第 3 項、基準について第 3 の一の 4(26)③】	地域通所
地域との連携等	15	運営推進会議が、おおむね 6 月に 1 回以上開催されていませんでした。	運営推進会議において、活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、それらをまとめた会議録を、利用者及びその家族等が、自由に見ることができるような場所に掲示等により公表してください。開催すべき頻度は、次のとおりです。 ・ 6 月に 1 回以上：地域通所、認知通所、定期巡回 ・ 2 月に 1 回以上：小多機、GH、看多機、地域老福 【市条例第 59 条の 17 第 1 項、基準について第 3 の二の二の 3(10)①】	地域通所

虐待の防止	16	事業所の「虐待防止のための指針」の中に国が示した盛り込むべき項目がありませんでした。	「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 なお、高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていないと減算となります。 ＜減算・過誤＞ 【市条例第 40 条の 2 第 2 号、基準について第 3 の一の 4 (31) ②】	地域通所
	17	虐待の防止に関する措置等を適切に実施するための担当者が置かれていませんでした。	当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、担当者を定めたときは、指針等に担当者名を明記してください。 なお、高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていないと減算となります。 ＜減算・過誤＞ 【市条例第 40 条の 2 第 4 号、基準について第 3 の一の 4 (31) ④】	地域通所, 認知通所, G H

3 介護給付費の算定及び取扱い

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容	サービス 種別
個別機能 訓練加算	18	個別機能訓練加算について、実施した記録がないにもかかわらず加算を算定していた事例がありました。	個別機能訓練を実施した場合には、必ず実施した記録を残してください。 なお、算定要件を満たしていることが確認できないときには、当該加算を算定することができません。 ＜減算・過誤＞ 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) へ】	地域 通所
	19	個別機能訓練の目標について、利用者又は家族の意向を踏まえた目標設定をしていない事例がありました。	個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえて行ってください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) ハ】	地域 通所
	20	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画書に訓練項目ごとの実施時間が設定されていませんでした。	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成してください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) ハ】	地域 通所
	21	個別機能訓練加算について、個別機能訓練の効果等を評価していない事例がありました。	個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等について評価を行ってください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) ホ】	地域 通所
	22	個別機能訓練に関する記録に、訓練実施時間、訓練実施者の記載がない事例がありました。	個別機能訓練に関する記録については、利用者ごとに個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等を記載して保管してください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) へ】 ※個別機能訓練の事務処理手順及び様式例→介護保険最新情報「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（P23～P28）」Vol. 1217令和6年3月15日を参考に実施してください。	地域 通所

協力医療 機関連携 加算	23	協力医療機関連携加算について、協力医療機関との会議を開催した際に、会議の開催状況の概要を記録していませんでした。	協力医療機関連携加算（１）を算定するには、下記の要件を全て満たして必要があります。 (1) 協力医療機関の要件 ・入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ・当該事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 (2) (1)の医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね１月に１回以上開催し、その概要を記録していること。 ＜減算・過誤＞ 【報酬告示別表５二、留意事項第２の６（11）】	G H
サービス 提供体制 強化加算	24	サービス提供体制強化加算について、加算の要件を満たす根拠書類（有資格者等の割合の参考計算書）を作成していませんでした。	職員の割合（介護職員のうち介護福祉士の占める割合等）に基づき算定し、割合の算定に当たっては、常勤換算方法により前年度（３月を除く）の平均を用います。 当加算を継続して算定する場合は、加算の届出時だけではなく、毎年３月に翌４月から算定できるかどうか、当該割合を算定した記録（有資格者等の割合の参考計算書等）を作成し、算定要件を満たしているか確認する必要があります。 所定の割合を下回った場合については、加算等が算定されなくなる場合の届出を提出してください。 ＜減算・過誤＞ 【報酬告示別表５ソ、留意事項第２の６（26）】	地域 通所、 G H